

令和 7 年 6 月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和 7 年 6 月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第 4 号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について）	1
認第 5 号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	4
認第 6 号	焼津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	別冊
認第 7 号	焼津市固定資産評価員の選任について	〃
議第58号	令和 7 年度焼津市一般会計補正予算（第 2 号）案	別冊
議第59号	令和 7 年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第60号	焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第61号	焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	8
議第62号	消防ポンプ自動車の取得について	9
議第63号	避難所用自動ラップ式トイレの取得について	10
議第64号	排水ポンプ車の取得について	11
議第65号	焼津市道路線の認定について	12
報第 5 号	令和 6 年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	13
報第 6 号	令和 6 年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	15
報第 7 号	令和 6 年度焼津市病院事業会計予算の繰越しについて	17
報第 8 号	令和 6 年度焼津市公共下水道事業会計予算の繰越しについて	19
報第 9 号	焼津市土地開発公社の令和 7 年度事業計画について	別冊
報第10号	一般財団法人焼津市勤労者福祉サービスセンターの令和 6 年度決算状況及び令和 7 年度事業計画について	〃
報第11号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	21
報第12号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	22
報第13号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	23
報第14号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	24

認第4号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和7年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第5号

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について
焼津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月31日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第31号

焼津市税条例の一部を改正する条例

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第82条第1項第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

第139条の3第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、前項の申請書の提出を要しないものとする。

(1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。

(2) 当該者が所有し、又は取得した土地が第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認めるとき。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第

23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第20条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の焼津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

認第5号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和7年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第6号

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月31日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第32号

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

焼津市国民健康保険税条例(昭和41年焼津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の焼津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年焼津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第22条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時

間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条第1項中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正
する条例の制定について

焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正
する条例（案）

焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年焼津市条例第
28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 報酬額の表中

「	日額	10,800円	「	日額	12,200円	
	日額	12,800円		日額	14,500円	
	日額	11,300円		日額	12,800円	
	日額	10,800円		日額	12,200円	
	日額10,900円。ただし、立会時間 内に交替する場合にあつては、 10,900円以内で市長が定める額		を	日額12,400円。ただし、立会時間 内に交替する場合にあつては、 12,400円以内で市長が定める額		に
	日額9,600円。ただし、立会時間 内に交替する場合にあつては、 9,600円以内で市長が定める額			日額10,900円。ただし、立会時間 内に交替する場合にあつては、 10,900円以内で市長が定める額		
	日額10,900円以内で、従事する時 間に応じ、市長が定める額			日額12,400円以内で、従事する時 間に応じ、市長が定める額		
	日額	8,900円	」	日額	10,100円	」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条
例の規定は、この条例の施行の日以後その期日が告示される選挙から適用する。

消防ポンプ自動車の取得について

下記のとおり、消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|-------------------------------------|
| 1 | 取得物品 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 55,660,000円 |
| 4 | 取得先 | 焼津市東道原9番地4
株式会社日消機械工業 代表取締役 深沢英雄 |

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

避難所用自動ラップ式トイレの取得について

下記のとおり、避難所用自動ラップ式トイレの取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 取得物品 | 避難所用自動ラップ式トイレ |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 38,078,700円 |
| 4 | 取得先 | 静岡市葵区古庄一丁目3番9号
旭産業株式会社 代表取締役 澤野哲郎 |

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

排水ポンプ車の取得について

下記のとおり、排水ポンプ車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 取得物品 | 排水ポンプ車 |
| 2 | 取得方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 67,100,000円 |
| 4 | 取得先 | 静岡市葵区古庄一丁目2番6号
株式会社第一テクノ静岡営業所 所長 小長井 俊秀 |

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和7年6月2日提出

焼津市長 中野 弘道

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
道原宮前分譲地線	焼津市東道原 10 番 2 地内	
	焼津市東道原 10 番 2 地内	
下小田寺島分譲地線	焼津市下小田上町 10 番 10 地内	
	焼津市下小田上町 10 番 10 地内	
柳新屋村中三号線	焼津市柳新屋 534 番 5 地内	
	焼津市柳新屋 552 番 2 地内	

報第5号

令和6年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和7年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳								一般財源	
					既収入特定財源				未収入特定財源					
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	二地域居住等促進事業費(総合経済対策)	15,000,000	15,000,000						8,500,000				6,500,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金給付事業費(総合経済対策)	396,000,000	104,500,000						104,500,000				0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金給付事務費(総合経済対策)	16,161,000	12,804,488						12,804,488				0
3 民生費	3 児童福祉費	民間幼児教育・保育施設整備事業費	151,685,000	139,398,000					46,466,000	92,932,000				0
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道舗装改良事業費(社交金) (総合経済対策)	85,338,000	85,338,000						42,669,000			42,600,000	69,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	越後島元大橋線ほか道路改良事業費(社交金) (総合経済対策)	174,880,000	174,880,000						57,700,000	59,480,000		57,700,000	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋梁耐震補強事業費(社交金) (総合経済対策)	16,500,000	16,500,000						8,250,000			8,200,000	50,000
8 土木費	3 河川費	水防管理費	8,000,000	8,000,000									8,000,000	0
8 土木費	3 河川費	潮風グリーンウォーク整備事業費	56,098,000	56,098,000					98,000				56,000,000	0
8 土木費	3 河川費	流域治水プロジェクト事業費	148,472,000	146,888,558					88,558				146,800,000	0
8 土木費	5 都市計画費	会下ノ島石津土地区画整理事業費	150,000,000	36,300,000					36,300,000				0	0
8 土木費	5 都市計画費	会下ノ島石津土地区画整理事業費(社交金) (総合経済対策)	115,100,000	76,934,493				55,493		30,479,000			46,400,000	0
8 土木費	6 住宅費	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 (総合経済対策)	60,455,000	60,455,000	27,176,000				14,004,000		19,275,000			0
9 消防費	1 消防費	石油貯蔵施設立地対策等事業費	38,983,000	38,983,000							11,550,000	27,200,000		233,000
9 消防費	1 消防費	避難所環境改善事業費(総合経済対策)	76,000,000	76,000,000						38,000,000				38,000,000
10 教育費	2 小学校費	小学校教育環境整備事業費(総合経済対策)	317,130,000	317,130,000					186,053,000	44,177,000		86,900,000		0

令和6年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和7年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市繰越明許費繰越計算書

(港 湾 事 業 特 別 会 計)										(単位:円)				
款	項	事 業 名	金 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳									
					既収入特定財源				未収入特定財源					
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 事 業 費	1 事 業 費	海岸保全施設整備事業費(社交金) (総合経済対策)	250,000,000	250,000,000						125,000,000		125,000,000		0

令和6年度焼津市病院事業会計予算の繰越しについて

令和6年度焼津市病院事業会計予算に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により令和7年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市病院事業会計予算 繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな資産の限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	新病院周辺道路整備事業に伴う物件移転補償（補償費）	円	円	円	円	円	2,750,000	0	円	令和6年度中に対象物件の収去が完了せず、年度内に支払義務が生じなかったため。
			2,750,000	0	2,750,000				0		
合 計			2,750,000	0	2,750,000	0	0	2,750,000	0	0	

令和6年度焼津市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

令和6年度焼津市公共下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により令和7年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	汚入下水処理場管理汚泥棟・水処理棟更新工事業務	89,700,000	0	89,700,000	40,300,000	49,335,000	65,000	0	0	協定締結先の地方共同法人日本下水道事業団が行う入札が不調となり、工事の開始時期が遅れ、出来高が生じなかったため
	1 建設改良費	汚入下水処理場沈砂池ポンプ棟・水処理棟建築等工事業務	78,900,000	0	78,900,000	39,300,000	39,545,000	55,000	0	0	協定締結先の地方共同法人日本下水道事業団が行う入札が不調となり、工事の開始時期が遅れ、出来高が生じなかったため
合 計			168,600,000	0	168,600,000	79,600,000	88,880,000	120,000	0	0	

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年4月7日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第7号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年4月7日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
名称 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 294,206円

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年4月10日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第8号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年4月10日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 80,000円

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年4月18日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第9号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年4月18日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 695,000円

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年5月23日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第10号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年5月23日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 53,621円